

報告第6号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区清水 二丁目在住 個人	事故日：令和3年10月19日 場 所：杉並区清水三丁目 ・有料駐車場で方向転換するた め、庁有車を後退したところ、停 車中の相手方車両に接触し損傷を 与えた。 (産業振興センター)	220,200円
			令和4年1月4日
2	埼玉県ふじみ野市 大原二丁目在住 個人	事故日：令和3年12月3日 場 所：杉並区高円寺南一丁目 ・可燃ごみの収集作業中、清掃車 を後退したところ、停車中の相手 方車両に接触し損傷を与えた。 (環境部)	185,746円
			令和4年1月28日

3	東久留米市中央町 五丁目在住 個人	事故日：令和3年8月6日 場 所：杉並区清水三丁目	361,962円
		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃車で交差点を左折した際、後方から直進する相手方バイクと接触し転倒させて、右肩、腰を負傷させるとともに、バイクを破損させた。 <p>(環境部)</p>	令和4年2月3日
4	杉並区高円寺南 三丁目所在 法人	事故日：令和3年9月21日 場 所：杉並区高円寺南四丁目	128,700円
		<ul style="list-style-type: none"> ・済美養護学校に通う児童が、登校中にスクールバスの窓ガラスを破損させた。 <p>(教育委員会事務局)</p>	令和4年2月4日